(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

法令名 森林の間伐等の実施の促進に 根拠条項 10 不利益処 特定増殖事業計画の認定の 別消 第10条 第3項 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第3項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。									(新設)
接令名 関する特別措置法 根拠条項 10 分の種類 取消 第 10 条 第 3 項 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第 3 項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更					資料番号	2		担当課	森林整備課
第3項 特定都道府県知事は、認定特定増殖事業計画が前条第3項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定増殖事業者に対して、当該認定特定増殖事業計画の変更	法令名		根拠条項	10					計画の認定の
	第10 彡 第3項 ものと	関する特別措置法 株 特定都道府県知事は、認なったと認めるときは、認	定特定増殖 定特定増殖	事業 事業	者に対して	分の種類 第3項各	取り	当いずれか	に適合しない